（様式第２号）

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	障害福祉課
委託業務名	大津市精神障害者退院促進支援事業業務委託
委託業務場所	オアシスの郷（大津市桜野町一丁目１０－５）
概要	精神科病院入院患者の退院相談に対するすみやかな対応、また居宅介護事業所や就労支援事業所と連携することにより円滑な地域生活を支援する。
契約期間	令和４年　４月　１日から　　令和５年　３月３１日まで
契約年月日	令和４年　４月　１日
契約金額	１か月あたり２６２，５００円
契約の相手方	〔所在地〕大津市桜野町一丁目１０－５ 〔名　称〕医療法人藤樹会（オアシスの郷）
契約相手方の選定理由	当事業は、国の地域生活支援事業「相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保」を活用した事業であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第３３条の５の規定に基づく地域援助事業者が退院支援体制の確保に要する費用（必置職員以外の職員を配置するために必要となる賃金や諸経費等）の補助を行うことで、医療保護入院者の地域生活への移行を促進する事業である。 上記法人は、精神障害者の生活支援実績が多数あり、大津市においては唯一の精神障害者に特化した支援センターで平成１７年度に国・県から整備補助金を受けて開設され運営している法人であることから、当該事業の随意契約の相手方として選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

（注意）　１　契約金額のうち、消費税及び地方消費税は非課税です。

２　地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。